

富山地方裁判所委員会（第7回）議事概要

1 開催日時

平成18年11月29日（水）午後1時5分～午後4時45分

2 開催場所

富山地方裁判所手続室（法廷棟3階），第1号法廷及び大会議室

3 出席者（五十音順，敬称略）

伊藤敏朗，牛丸美奈代，経田博子，佐藤真弘，忠田憲美，橋爪健一郎，濱谷元一郎，松本哲泓（委員長）

4 進行次第

■ 委員長あいさつ

■ 新委員の紹介

■ 議事

ア テーマ「裁判員裁判を参加しやすいものとするために」の決定及び進行説明

（進行説明）

- ・シナリオに基づき，裁判員模擬裁判（冒頭手続から判決言渡まで）を行った上で，テーマについての意見交換を行う。
- ・裁判官役，弁護士役は法曹関係の委員が，裁判員役は法曹関係以外の委員がそれぞれ務める。
- ・裁判官（裁判長）役として富山地方裁判所（刑事部）判事，検察官役として富山地方検察庁検事，裁判員役として富山大学経済学部の学生2名にも参加してもらう。
- ・事件の概要は別紙のとおり。

イ 意見交換

別紙のとおり

■ 次回テーマ

「裁判員制度導入に当たっての環境整備について」

■ 次回期日

後日決定

(別紙)

(概要)

被告人は、平成18年9月26日午前5時30分ころ、富山市西田地方町2丁目9番1号所在の富山太郎方住居兼店舗である「富山書店」1階において、同所設置のレジスターから富山が所有する現金3万円を窃取したところ、富山が物音に目を覚まし、「何をしている。」と叫んでつかみかかってきたので、逮捕を免れる目的で、富山の胸部を足で蹴り、さらに、倒れ込んだ富山の顔面を数回足で蹴る暴行を加え、よって、富山に全治約1週間を要する胸部、顔面打撲の傷害を負わせたとして起訴されたという設定で、裁判員模擬裁判を行った。

(意見交換(概要))

(□委員長, ○委員)

- 裁判員として選任されてから判決言渡までの手続について一通り行った。裁判員役等を経験して、どのような感想を持たれたか。審理のテンポ、裁判所からの説明はどうであったか。改善すべき点としてどのようなことが上げられるか。
- 裁判員に対する最初の注意事項や手続の説明は、直前に説明を受けただけでは分かりにくかった。
- 最初にオリエンテーションがあり、そこでビデオ放映等での手続説明があればよいのではないか。
- 法廷では、裁判員席に着席しただけで緊張してしまい、審理に集中するのに時間を要した。実際に裁判員に選ばれたとしたら、審理後になって、あのときに質問しておけばよかったなどと、いろいろなことを思うかもしれない。
- 審理のテンポについて行くことはできたが、内容を整理するだけで精一杯であった。
- 裁判員は場に慣れておくことが必要である。法廷での自分の席に事前に座っておけばよかった。
- 裁判員として選任されたからには期待に応えなければならないという使命感は、裁判員を硬くさせてしまう要因の一つである。裁判員に対する裁判所からの説明が懇切丁寧なものになると、裁判員は、説明事項をきちんと理解しなければならないという気持ちになり、かえって裁判員を緊張させてしまうことにならないか。
- 法廷での裁判員には、常に冷静でいることが求められるのか、ひとりの人間と

して多少の感情移入もあってよいものなのかと審理中に考えてしまった。

- 口頭での説明よりは、ある程度書面等を配布してもらった方が審理内容が理解しやすくなるのではないか。ただ、書面を配布されても文章が長いと、かえって裁判員の混乱を導く可能性がある。
- 法廷での審理中に書面が配布されていたが、法廷でのやり取りよりも、配布書面に目が行き、書面の文言を目で追いがちになった。
- 書面に目が行ってしまうとなると、審理が書面の記載文言に相当程度影響されてしまうのではないか。
- 検察官や弁護人等の訴訟関係人は、書面を配布しなくても陳述の内容等、意図することがきちんと裁判員に伝わり、理解してもらえるよう、今後、法廷での発言の仕方に工夫が必要である。
- 検察庁は、どのようにすれば主張・立証したいことがきちんと伝わるかを、モニターを使って検証しているところである。法廷でのやり取りを分かりやすいものとするため、最近では、法廷でパワーポイントを使用したりもしている。
- 被告人等に質問する場合、質問にあらかじめ選択肢を設けて答えさせるのが相当なケースなのか、あるいは、そもそも選択肢を設けるのは相当でないのか、質問の仕方一つを取っても判断が難しいものだと感じた。
- 評議の際に、裁判官から、「どうでしたか」「自由に発言してくださいね」と言われても、裁判の専門家である裁判官を目前にすると、見当違いな質問だと思われぬか、下手なことは言えないなどと考えてしまい、なかなか発言しにくいものである。
- 裁判官が評議の進行役になると、評議は争点を絞ったかたちで進行するだろうし、また、裁判官が先に意見を述べてしまうと、裁判員がその意見に引きずられてしまい、自由な発言が出にくくなるのではないか。
- 裁判員の中から進行役を選ぶという考えもあってよいのではないか。
- 評議を活発にするには、出された意見に対し、例えば、相づちを打つとか、返答するなど、意見を引き取ることが大事である。
- 評議の進め方として、冒頭に10分ほどの時間を設け、事件について疑問に感じたこと等を隣同士の裁判員で自由に意見交換させてみてはどうか。
- 評議室について、意見を述べやすい雰囲気を作り出すための設備云々という話

があるが、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを決める場所なのだから、極端なことを言えば、机と椅子さえあればよいのではないか。

